介護予防・日常生活支援総合事業における報酬請求のQ&A

さくら市において、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」という。)については、原則月額包括報酬としておりますが、各サービス事業所において新型コロナウイルス感染症に係る対策として、サービス利用回数等を調整する措置等に鑑み、日割りコード・回数コード等の利用についてQ&Aの形式にまとめました。

問番号	設問内容	回答
1	総合事業の訪問型・通所型サービスについて、日割りのコードがあるが、どのような場合に使用するのか。	介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)(令和3年3月31日 事務連絡) 「月額包括報酬に係る日割り請求の適用について」(I-資料 9)に該当する場合に使用します。
2	総合事業の訪問型・通所型サービスについて、回数の コードがあるが、どのような場合に使用するのか。	事業所の都合等により、サービス利用回数を制限した場合に使用します。ただし、月額包括報酬単位を超えた請求はできません。
3	本来計画していたサービスが、本人の都合等により サービス利用回数が減少した場合の取扱いはどうすれ ばよいか。	本人の都合等により、サービス提供ができなかった場合は報酬算定について月の途中で変更する必要はありません。 ただし、該当する月に利用実績がなかった場合はその月の報酬算定を行うことはできません。